

㊦

前橋市教育委員会告示第1号

前橋市教育委員会1月定例会を次のとおり招集します。

令和2年1月8日

前橋市教育委員会

教育長 塩 崎 政 江

記

- 1 日 時 令和2年1月15日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 総合教育プラザ2階22会議室
- 3 付議事件
(1) 議案第1号 令和2年4月1日付け人事異動方針について

令和2年1月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

- (1) 前橋市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインについて

2 提出議案

| 議案番号 | 件名 | 所管課 |
|------|----------------------|-----|
| 1 | 令和2年4月1日付け人事異動方針について | 総務課 |

3 その他

- (1) 行事について (総務課)
- (2) 令和元年度社会教育活動功労者への感謝状の贈呈について (生涯学習課)
- (3) 第72回前橋市成人祝の開催結果について (青少年課)

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 1 月定例会
令和 2 年 1 月 1 5 日 (水)
午前 1 0 時 0 0 分開議

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 教育長提出の諸報告

- (1) 前橋市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインについて

第 4 教育長提出議案の付議

- (1) 議案第 1 号 令和 2 年 4 月 1 日付け人事異動方針について

第 5 そ の 他

- (1) 行事について
- (2) 令和元年度社会教育活動功労者への感謝状の贈呈について
- (3) 第 7 2 回前橋市成人祝の開催結果について

前橋市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドライン

令和2年1月10日
前橋市教育委員会

第1 趣旨

働き方改革に関する関係法令が整備され、全国的にも取組が進められる中であって、学校における働き方改革、教職員の多忙化解消は喫緊の課題である。

前橋市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、平成20年に「教員のゆとり確保検討委員会」が示した「教員のゆとり確保に関する提言」をもとに、多忙化、長時間勤務の現状の改善を図ってきた。教職員の心身の健康や、ワーク・ライフ・バランスを保つことにより、子どもたちとしっかり向き合う時間が確保され、学校の教育力の一層の向上や、子どもたちの健やかな成長を支えることにつながるなどの考えの下、様々な取組を進めてきた。

特に平成30年以降、「前橋市教職員のゆとり確保検討委員会」での協議等を経て、会議や研修等の削減・見直し、部活動の適正化に向けた取組、各種非常勤職員の配置など、具体的な取組を進めてきたところであり、現在は、同検討委員会が作成したリーフレットを踏まえ、各関係団体等との連携により、取組を進めている。

国においても、平成29年以来、中央教育審議会において議論が進められ、平成31年1月25日付けで「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」が答申されるとともに、また、同日付けで「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「国の上限ガイドライン」という。）が策定され、1か月あたりの時間外勤務が45時間、1年間では360時間を超えないようにすること等、具体的な上限時間の目安が文部科学省から示された。その後、「国の上限ガイドライン」は、令和元年12月11日に公布された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」により法的根拠のある「指針」に格上げされることになった。

こうした背景や、また、平成30年2月に策定した「第2期前橋市教育振興基本計画」に掲げる各施策を実現するための基盤を確実なものとするためにも、学校における働き方改革、教職員の多忙化解消は急務である。よって、ここに「前橋市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）を策定するものである。

第2 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、前橋市立学校の教育職員（「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条第2項に規定する教育職員を指し、以下「教員等」という。）を対象とする。

第3 勤務時間等の記録

1 本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」

「国の上限ガイドライン」に示されている「在校等時間」を基本とする。
具体的には、以下①+②-③-④の時間とする。

- | |
|--|
| <p>① 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年5月28日法律第77号）第6条及び群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年12月24日条例第57号）第7条第2項に規定される業務（以下、「超勤4項目」という。）以外の業務を行う時間も含め、教員等が校内に在校している時間であって、外形的に把握することができる時間</p> <p>② 校外における勤務で、職務として行う研修への参加や、児童生徒の引率等の職務に従事している時間等、超勤4項目以外の業務に従事する場合も含め、外形的に把握できる時間</p> <p>③ 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間及び休憩時間等、勤務時間から除くべき時間</p> <p>④ 上記の他、在校等時間として、合算しないことが適当であると校長が判断した業務に従事した時間</p> |
|--|

2 勤務時間の記録方法

- (1) 在校等時間の記録については、群馬県教育委員会から配付している「在校等時間記録ファイル」を使用すること。
- (2) 校内環境の事情等から、上記「在校等時間記録ファイル」を直接使用できない教員等がいる場合には、適切な方法により記録を行うこと。

第4 勤務時間の上限の目安時間

1 上限の目安時間

- (1) 1か月の在校等時間の総時間から、「群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」（平成6年12月22日条例第38号、以下「条例」という。）で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超えないようにすること。
- (2) 1年間の在校等時間の総時間から、条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が360時間を超えないようにすること。

2 特例的な扱い

- (1) 上記1を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により、勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。
この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
なお、「臨時的な特別の事情」とは、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に勤務せざるを得ない場合等であり、具体的には学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめ又はいわゆる学級崩壊等、指導上の重大事案が発生し、児童生徒等に深刻な影響が生じている又は生じるおそれのある場合等が想定される。
個々の事案に係る適否については、その実情等に応じて、市教育委員会及び校長が判断するものとする。
- (2) また、1か月の在校等時間の総時間から条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

第5 実効性の確保

- (1) 本ガイドラインの実効性を確保するため、市教育委員会及び各教職員は、以下の取組を進めることとする。
 - ① 「教職員の多忙化解消に向けた協議会」からの提言で示された、以下5つのポイントについて、継続的にその推進を図ること。
 - ア 業務に専念できる環境の確保
 - イ 部活動の負担軽減
 - ウ 長時間労働という働き方の改善
 - エ 労働安全衛生管理体制の整備促進
 - オ その他（学校閉庁日の設定等）
 - ② 「前橋市教職員のゆとり確保検討委員会」からのリーフレットで示された、以下4つの改善の視点について、継続的にその推進を図ること。
 - ア 勤務時間内の業務の効率化
 - イ 勤務時間外に及ぶ業務の軽減
 - ウ ワークライフバランスを意識した取組
 - エ 組織的に取り組む体制づくり
 - ③ 特に部活動については、群馬県教育委員会が策定した「適正な部活動の運営に関する方針」（平成30年4月策定）及び市教育委員会が策定した前橋市「適正な部活動の運営に関する方針」（平成30年6月策定）の趣旨を踏まえ、適正に行うよう努めること。

- (2) 市教育委員会は、学校の管理運営について責任を有し、即ち教員等の勤務時間管理及び健康管理についても責任を負う立場にあることから、各学校における在校等時間の記録状況を把握、分析するとともに、長時間労働という働き方の改善に向けて、校長と連携しながら、取組を推進する。
- (3) 各校長は、本ガイドラインや、学校における働き方改革の意義及び目的が校内において十分共有されるようにするとともに、各教職員の勤務状況等を把握した上で、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を継続的に進めることとする。
- 特に、本ガイドラインで定める上限の目安時間を超えた教員等がいる場合には、業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、以降目安時間を超えることのないよう、速やかに必要な措置を講ずることとする。
- (4) 教員等は、学校における働き方改革の趣旨や目指すべき方向性を共有するとともに、勤務時間等の記録を活用して、自らの働き方を振り返り、業務改善や効率化を意識しながら、業務を遂行することとする。
- (5) 市教育委員会及び各学校は、学校における働き方改革や、本ガイドラインの趣旨等について、保護者や地域住民等に対して広く周知し、理解を得るよう努めることとする。

第6 留意事項

- (1) 本ガイドラインの実施に当たり、市教育委員会及び校長は、以下の点に留意しながら取組を推進すること。
- ア 休憩時間や休日の確保等、労働法制を遵守すること。
 - イ 教員等の心身の健康と福祉の増進のため、年次有給休暇の意図的・計画的な取得促進に努めること。
 - ウ 長期休業中においては、学校閉庁日を設定するとともに、年次有給休暇の連続的な取得を促進すること。
 - エ 夏季休業中及び冬季休業中には、特別休暇とは別にまとまった日数の年次有給休暇の取得を促進すること。
 - オ 教員等の在校等時間を把握し、前日の退勤時刻から翌日の出勤時刻までに一定時間を確保すること。
 - カ 産業医と連携しながら、長時間労働等による健康障害の防止及び長時間労働の解消に努めること。
 - キ 1月当たりの時間外勤務が80時間を超えた教員等に対して、当該超えた時間に関する情報を通知し、産業医の面接による保健指導の申出を勧奨すること。
 - ク 専門医によるメンタルヘルス相談や産業医による健康相談、ストレスチェック事業における医師の面接指導等、教員等の心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。
- (2) 本ガイドラインは、学校における働き方改革、多忙化解消に向けた総合的な方策の一環として策定するものであり、多忙化解消に向けた他の方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識すること。
- また、上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の在校等時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。さらに、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本ガイドラインのそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。
- なお、上限の目安時間まで教員等が在校、勤務することを推奨するものではないこと。

(附 則)

本ガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会議案第1号

人事異動方針について

令和2年4月1日付け人事異動方針を次のとおり決定しようとする。

令和2年1月15日提出

前橋市教育委員会
教育長 塩 崎 政 江

令和2年4月1日付け人事異動方針

1 基本方針

職員の適材適所を基本とした異動を実施し、人事の停滞を防ぐとともに、職員の士気の高揚と事務事業の円滑な推進を図り、もって人事管理の適正化と公務能率の向上を期する。

2 具体的方針

(1) 採用

職員の採用は、次に掲げるとおりとする。

- ア 新規採用職員 令和元年度に実施した前橋市職員採用試験に合格した職員
- イ 再任用職員 前橋市職員の再任用に関する条例の規定により採用された職員
- ウ 指導主事等 県費負担教職員等

(2) 配置換え（異動）

職員の配置換えに当たっては、人事評価、職員の意向調査等を参考に、他部局等との積極的な交流を図り、次に掲げる事項に留意する。

- ア 同一職場に5年（新規採用後10年以内の職員は3年）以上在職する者について、原則として配置換えを行う。
- イ 現職場に異動して1年以内の者は、原則として配置換えを行わない。
- ウ 職員の配置換え（新規採用職員の配置を含む。）に伴い、課内異動、分担事務の見直し等を積極的に行う。
- エ 長期にわたる病気休暇等から復帰して間もない者若しくは現に長期療養中の者、妊娠中の者、出産後1年以内の者又は育児休業中の者については、原則として配置換えの対象外とする。

教育委員会2月行事予定表

| 日 | 曜 | 行 事 名 | 時 間 | 場 所 | 担当課 |
|----|---|----------------------------------|-------------------------|---------------|------------|
| 1 | 土 | 市民天文教室(月の撮影) | 18:00~20:00 | 児童文化センター | 青少年課 |
| 2 | 日 | | | | |
| 3 | 月 | 前橋市読み聞かせグループ連絡協議会第4回研修会 | 10:00~12:00 | 文学館 ホール | 図書館 |
| 4 | 火 | | | | |
| 5 | 水 | | | | |
| 6 | 木 | | | | |
| 7 | 金 | | | | |
| 8 | 土 | | | | |
| 9 | 日 | 児童文化センター ジュニアオーケストラ・合唱団 定期演奏会 | 14:00 | 昌賢学園まえばしホール | 青少年課 |
| 10 | 月 | | | | |
| 11 | 火 | 建国記念の日 | | | |
| 12 | 水 | 前期選抜試験 | 8:10 | 前橋高等学校 | 前橋高等学校 |
| 13 | 木 | | | | |
| 14 | 金 | まえばし保育教材展(~2月27日まで(日曜日を除く)) | 9:00~17:00 (27日正午まで) | 総合教育プラザ | 総合教育プラザ |
| 15 | 土 | 絵本作家と妖怪のお面をつくろう! | 10:00~12:00 | 中央公民館 411アトリエ | 図書館 |
| | | 市民の茶席 | 10:00~15:00 | 中央公民館3階ホワイエ | 生涯学習課 |
| 16 | 日 | | | | |
| 17 | 月 | 教育委員会2月定例会 | 13:30 | 31会議室 | 総務課 |
| 18 | 火 | | | | |
| 19 | 水 | | | | |
| 20 | 木 | 前期選抜合格者発表 | 10:00 | 前橋高等学校 | 前橋高等学校 |
| 21 | 金 | | | | |
| 22 | 土 | | | | |
| 23 | 日 | 前橋市学びと出会い創出事業 ~アーツで街コン~ | 16:00~19:00 | アーツ前橋 | 生涯学習課 |
| | | 天皇誕生日 | | | |
| 24 | 月 | 振替休日 | | | |
| 25 | 火 | | | | |
| 26 | 水 | | | | |
| 27 | 木 | 前橋市民展(美術部門 ~3/15まで) | 10:00~17:30 | 昌賢学園まえばしホール | 生涯学習課 |
| 28 | 金 | | | | |
| 29 | 土 | 親子自転車乗り教室① ⇒ 3月7日(土)に変更 | | 児童文化センター | 青少年課 |

教育委員会3月行事予定表

| 日 | 曜 | 行 事 名 | 時 間 | 場 所 | 担当課 |
|----|---|--------------------------|--------------|----------------|------------|
| 1 | 日 | 児童文化センター演劇クラブ公演 | 未定 | 児童文化センター | 青少年課 |
| 2 | 月 | 前橋高等学校卒業式 | 10:00 | 前橋高等学校 | 前橋高等学校 |
| 3 | 火 | | | | |
| 4 | 水 | | | | |
| 5 | 木 | | | | |
| 6 | 金 | | | | |
| 7 | 土 | 親子自転車乗り教室① | 9:00 | 児童文化センター | 青少年課 |
| 8 | 日 | | | | |
| 9 | 月 | | | | |
| 10 | 火 | 後期選抜試験 | 8:10 | 前橋高等学校 | 前橋高等学校 |
| 11 | 水 | 後期選抜試験 | 8:10 | 前橋高等学校 | 前橋高等学校 |
| 12 | 木 | | | | |
| 13 | 金 | 中学校・特別支援学校卒業式 | | 各学校 | 学校教育課 |
| 14 | 土 | 親子自転車乗り教室② | 9:00 | 児童文化センター | 青少年課 |
| | | 新小学一年生おはなし会「一年生になるんだもん!」 | 11:00～12:00 | 前橋こども図書館 | 図書館 |
| | | 第2回本DE恋活inまえばし | 16:00～19:00 | 前橋市立図書館本館 | 図書館 |
| 15 | 日 | | | | |
| 16 | 月 | | | | |
| 17 | 火 | 教育委員会3月定例会 | 15:00 | 11階南会議室 | 総務課 |
| 18 | 水 | 後期選抜合格者発表 | 10:00 | 前橋高等学校 | 前橋高等学校 |
| 19 | 木 | 幼稚園修了式 | | 各幼稚園 | 総合教育プラザ |
| 20 | 金 | 春分の日 | | | |
| 21 | 土 | 親子自転車乗り教室③ | 9:00 | 児童文化センター | 青少年課 |
| 22 | 日 | | | | |
| 23 | 月 | 幼稚園終業式 | | 各幼稚園 | 総合教育プラザ |
| 24 | 火 | 小学校卒業式 | | 各学校 | 学校教育課 |
| | | 前橋高等学校終業式 | | 前橋高等学校 | 前橋高等学校 |
| 25 | 水 | 市民の茶席 | 10:00～15:00 | 中央公民館3階ホワイエ | 生涯学習課 |
| 26 | 木 | 小・中・特別支援学校修了式 | | 各学校 | 学校教育課 |
| | | 春のこどもフェスティバル おはなし会 | 11:00～12:00 | 前橋こども図書館 | 図書館 |
| 27 | 金 | | | | |
| 28 | 土 | | | | |
| 29 | 日 | | | | |
| 30 | 月 | | | | |
| 31 | 火 | | | | |

令和元年度前橋市社会教育活動功労者一覧

1 社会教育活動功労者（被贈呈者）

（敬称略）

| No. | 氏名・団体名 | 所属団体名・役職等 | 推薦担当課 |
|-----|-----------------|--|----------------------|
| 1 | 伊藤 養吉 | 前橋市文化協会 民謡民舞部会 常任理事 | 文化国際課 |
| 2 | 加藤 満 | 前橋市スポーツ少年団 常任理事（兼 野球部会長） | スポーツ課 |
| 3 | 齋藤 良二 | 前橋市スポーツ少年団 常任理事（兼 バレーボール部会長） | スポーツ課 |
| 4 | 松本 浩一 | 大胡歴史研究会 会長 | 文化財保護課 |
| 5 | 吉澤 守和 | 前橋市PTA連合会 役員 | 学校教育課 |
| 6 | 伊藤 茂男 | 元総社南小学校 学校開放管理者 | 学校教育課 |
| 7 | 岡田 義太郎 | 前橋市青少年健全育成会連絡協議会 委員 みずき中地区青少年健全育成会 会長 | 青少年課 |
| 8 | 湯浅 康弘 | 前橋市青少年育成推進員連絡協議会 理事 清里地区青少年育成推進員会 会長 | 青少年課 |
| 9 | 中原 章雄 | 前橋市青少年育成推進員連絡協議会 理事 五中地区青少年育成推進員会 会長 | 青少年課 |
| 10 | 眞下 靖 | 前橋市子ども会育成団体連絡協議会 理事 | 青少年課 |
| 11 | 近藤 賢二 | ボーイスカウト前橋第7団 副団委員長 | 青少年課 |
| 12 | 春山 和也 | 前橋市児童文化センター 合唱団・ジュニアオーケストラ 講師 | 青少年課 （児童文化センター） |
| 13 | 中村 理江子 | 前橋市児童文化センター ジュニアオーケストラ 講師 | 青少年課 （児童文化センター） |
| 14 | こまがた幼稚園おはなしママの会 | こまがた幼稚園おはなしママの会 | 図書館 |
| 15 | 茂木 浅子 | 萌えぎの会 会計 | 図書館 |
| 16 | 藤波 乃夫江 | 桃川小学校読み聞かせの会 会員 | 図書館 |
| 17 | 松村 とよ子 | 粕川小学校さくらんぼの会 会員 | 図書館 |
| 18 | 町田 しづえ | 富士見おはなしの会 会員 | 図書館 |
| 19 | 鶴木 泰絵 | 大利根小学校読み聞かせ隊 会員 | 図書館 |
| 20 | 福島 吉完 | 前橋市生涯学習奨励員連絡協議会 理事 南橋地区 会長 | 生涯学習課 |
| 21 | 徳永 政行 | 前橋ユネスコ協会 理事 | 生涯学習課 |
| 22 | 村田 容子 | 前橋市民展覧会委員会 書道部門 委員 | 生涯学習課 |
| 23 | 女屋 ときい | 前橋市地区婦人会連絡協議会 書記 | 生涯学習課 |
| 24 | 石井 宗恭 | 明寿大学茶道クラブ 講師 | 生涯学習課 （中央公民館） |
| 25 | 小成田 邦郎 | 永明公民館自主グループ連絡協議会 会長 下川淵公民館自主グループ連絡協議会 副会長 | 生涯学習課 （永明・下川淵公民館） |
| 26 | かすかわロコモコ | かすかわロコモコ | 生涯学習課 （粕川公民館） |
| 27 | 富士見VYS | 富士見VYS | 生涯学習課 （富士見公民館） |

2 贈呈式

- (1) 日時 令和2年1月29日（水）午後2時00分～
(2) 場所 第一コミュニティセンター ホール

第72回前橋市成人祝の開催結果について

青少年課

- 1 日 時 令和2年1月12日(日) 12時～13時50分
 2 会 場 ヤマダグリーンドーム前橋 メインイベントエリア
 3 参加者数 2,135人

【内訳】

| | 男 性 | 女 性 | 合 計 |
|------|--------|--------|--------|
| 該当者数 | 1,869人 | 1,677人 | 3,546人 |
| 参加者数 | 1,072人 | 1,063人 | 2,135人 |
| 参加率 | 57.4% | 63.4% | 60.2% |

【参加者の推移】

| | 平成30年度 | 今年度 | 前年比 |
|------|--------|--------|-------|
| 該当者数 | 3,450人 | 3,546人 | 96人増 |
| 参加者数 | 2,149人 | 2,135人 | 14人減 |
| <内訳> | 男性 | 1,072人 | |
| | 女性 | 1,077人 | 14人減 |
| 参加率 | 62.3% | 60.2% | 2.1%減 |

【その他】①外国人参加者：8人

②障害者介助サービス利用者：6人

【ボランティア】①着崩れ直しボランティア：4人（市民公募）

②障害者介助ボランティア：6人（群馬医療福祉大学に依頼）

③手話通訳・要約筆記ボランティア：6人（社会福祉協議会に依頼）

④運営ボランティア（次年度企画運営委員）：2日間延べ44人

4 プログラム

<第1部>

アトラクション

映像放映

新成人インタビュー「やつあ今何してるん？」

ショートムービー「MAEBASHI」

<第2部>

セレモニー

開式のことば

前橋市の歌「赤城嶺に」斉唱

挨拶 前橋市長

祝辞 前橋市議会議長

来賓紹介

はたちのメッセージ 加藤 ジョンさん

(宮城中学校卒業・大学生)

<第3部>

はたちのつどい

アカペラライブ（群馬大学アカペラサークル Voice Cream ho-op）

吹奏楽演奏（前橋市民吹奏楽団）

景品抽選会「令和 REIWA 大抽選会」

5 企画運営 第72回前橋市成人祝企画運営委員会

6 ヘアドネーションPRブース

会場入口に新成人有志の任意団体「20のヘアドネ」が市と協働で実施している「成人祝×ヘアドネーションプロジェクト」のPRブースを設置。同団体がPR映像を流したり、チラシを配布したりした。